

※ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド提供の情報に基づき、S B I アセットマネジメントが作成

2016年12月吉日

2017年予算案を公表 -さらなる改革へ着手-

スリランカ政府は、2017年予算案を11月に公表しました。本予算案は、2016年予算案と比較すると、経済成長により焦点を当てた内容となっています。また、これまで社会主義国として国民への分配を重視した結果、増大した財政赤字の改善に向けて、さらなる改革に着手しています。



財政赤字の改善に向けて、税法の簡素化・合理化を実施

- ▶ 新たに公表された予算案では、従来複雑であった税法を簡素化・合理化しています。様々な免税や軽減税率の適用を廃止することにより税基盤の拡大が見込まれ、歳入増に大きく寄与するとされています。
- ▶ 中でも税収源として期待されているのが源泉徴収税であり、①利子所得に対して現行の**2.5%**から**5.0%**へ引き上げ、②**6万ルピー未満(日本円で約4.6万円*)**の貯蓄口座に適用される免税を廃止する一方で、**月5万ルピー超**の支払いに対する特別税を再導入の予定です。
- ▶ 今回の変更によって、源泉徴収税だけでも260億ルピーの歳入増になると見られています。一部税区分の増税に伴い、預金や債券から実物資産への資金流入が予想されます。

2017年予算案における主な税法改正の内訳

税区分	現行税率	新税率
■ 法人所得税		
教育・農業	10%	14%
賭博・ゲーム	28%	40%
中小企業	12%	14%
■ 源泉徴収税		
利子所得	2.5%	5.0%
米国債・短期証券の配当所得	10%	14%

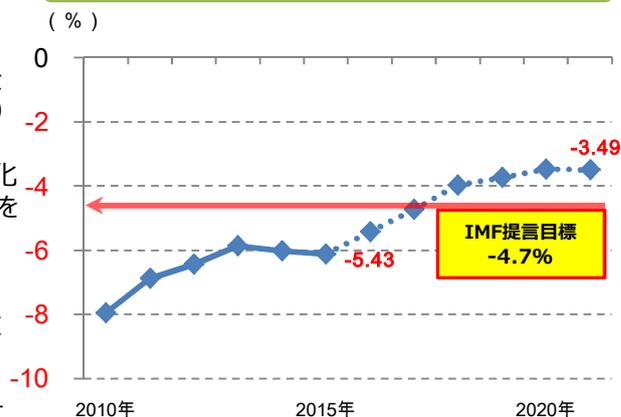
*2016年12月15日現在

【出所】ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド

着々と進む財政赤字の減少

- ▶ 慢性的な財政赤字を抱えていたスリランカ政府は、2016年6月に国際通貨基金（IMF）との間で3年間、総額15億ドルの支援プログラムに正式合意しました。
- ▶ 政府は、2016年に対GDP比で5.4%であった財政赤字を2017年度に同4.6%まで削減し、一層の財政再建に取り組むと明らかにしています。この数値は、IMFの提言である、同4.7%よりも高い目標となっています。財政規律をより強化し、2020年までには財政赤字を同3.5%まで削減することを目指しています。
- ▶ また、IMF支援プログラムへの対応の一環として、政府は2014年に対GDP比10.4%だった歳入を、2020年までに15%まで引き上げることを目指しています。
- ▶ 財政赤字削減を最優先課題とする姿勢は、経済改革だけでなく、民間部門の資本コストや政府の借入コストの低下にも大きく寄与するでしょう。

財政収支（対GDP比）の推移



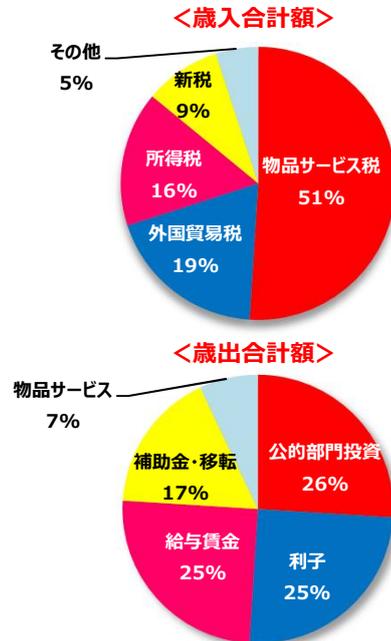
【出所】IMF - World Economic Outlook Databasesより、SBIアセットマネジメントが作成

※データ期間：2010年-2021年（2016年以降はIMFの予想値）

○本資料は、S B I アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

- 政府が策定した予算案において注目すべきは、2017年の政府支出の約25%が政府債務の利払いに当てられる点です。
- 歳入合計額は、主に財やサービスへの課税により前年比+27%増の2兆980億ルピー、歳出は同+17%増の2兆7,230億ルピーと見込まれており、財政赤字は前年比で縮小する見通しです。
- また、政府は、資本流入を促進するために税額控除や還付に加えて、官民パートナーシップを通じた民間部門への投資機会の提供等、政府支出を使った投資を行う姿勢を鮮明にしています。民間の技術や資本を活用できることは勿論、政府支出を抑えることで経済活性化が期待できます。
- 政府が予算を計画通りに実行した場合、財政赤字や経常赤字だけでなく、同国の長期債務格付けにも好影響を与えるでしょう。

歳入・歳出合計額の内訳（2017年予算案）

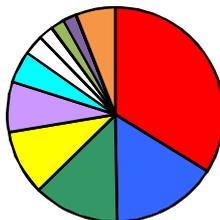


【出所】ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド提供の情報に基づき、SBI アセットマネジメントが作成

スリランカ株式への投資

- 近年、新興国よりも発展期待の高い、「フロンティア」と呼ばれる地域に注目が集まりつつあります。ハーベスト アジア フロンティア株式ファンドは「ハーベスト AF エクイティファンド」への投資を通じて実質的にスリランカ株式への投資も行っています。今後、スリランカを含めたフロンティア諸国の経済成長の恩恵を享受することが期待できます。

ハーベスト AF エクイティファンド
投資対象国・地域別構成比率



中国 / 33.9%	スリランカ / 15.9%
バングラデシュ / 12.9%	ベトナム / 9.8%
カザフスタン / 7.6%	マレーシア / 4.8%
ラオス / 3.0%	フィリピン / 2.2%
シンガポール / 2.1%	香港 / 2.0%
現金 / 6.0%	

ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド
基準価額等の推移



※基準価額、累積投資基準価額は信託報酬控除後のものです。
※累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

【出所】ハーベストグローバルインベストメントリミテッドのデータを基にSBIアセットマネジメントが作成
※2016年11月末時点。 ※上記は作成時点での過去の実績等を示したものであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

ハーベスト アジア フロンティア株式ファンドに関するご留意事項

<基準価額の変動要因>

本ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。特に、本ファンドは投資信託証券への投資を通じて実質的にフロンティア諸国の株式等への投資を行います。一般的にフロンティア市場への投資は、先進国市場への投資に比較して、カントリーリスクや信用リスク等が高くなります。したがって、基準価額が大きく下落し、非常に大きな損失を生じるおそれがあります。本ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。本ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建て資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。特に、本ファンドが実質的に投資するフロンティア市場は、一般に先進国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、フロンティア諸国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

流動性リスク

投資者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国に比べ、相対的に流動性リスクが高くなると考えられます。

その他の留意点

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

<お申込メモ>

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額額から信託財産留保額を控除した価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目にお支払いします。
購入・換金申込 受付不可日	香港の商業銀行の休業日には受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受付した購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：平成23年10月28日（金））
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	決算日年1回、原則として10月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社または、委託会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	ファンドの信託金の限度額は500億円です。
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

<ファンドの費用>

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.4472%(税抜:年1.34%) を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。	
	運用管理費用(信託報酬)	
		年1.4472%(税抜:年1.34%)
	内訳	年0.648%(税抜:年0.60%)
	(委託会社)	年0.756%(税抜:年0.70%)
	(販売会社)	年0.0432%(税抜:年0.04%)
	(受託会社)	年0.65%
	投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬 ^{※1}	年2.0972%
	実質的な負担 ^{※2}	年2.0972%
※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.65%)を表示しています。 ※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。		
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。	

※ 当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 (信託財産の運用指図、投資信託説明書(交付目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。)

受託会社 三井住友信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、一部解約金及び償還金等の受付を行います。)

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。